青森県教育委員会第811回定例会会議録

1	期	日	平成28年8月3日(水)
2	開	会	午後1時30分
3	閉	会	午後2時33分
4	場	所	教育庁教育委員会室
5	5 議事目録		
	議案第1号		青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針について・・・・原案決定
	議案第2号		県立特別支援学校の学科の設置及び廃止について・・・・・原案決定
	議案第3号		平成29年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針案・・・・
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 原案決定
	議案第	第4号	青森県生涯学習審議会委員の人事について・・・・・・原案決定
	議案第	95号	青森県スポーツ推進審議会委員の人事について・・・・・原案決定
	議案第	96号	青森県教育委員会の附属機関等の管理に関する指針の一部を改正する指
			針案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
	議案第	第7号	県重宝及び県技芸の指定並びに県技芸の保持団体の認定について・・・
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

6 出席者等

・出席者の氏名豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴、中村充(教育長)

重点校、拠点校、地域校の試案等について

・説明のために出席した者の職 平野次長、三上次長、安田参事・教職員課長、勝野参事・学校施設課長、教育政策 ・職員福利・学校教育・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長、高等学校教 育改革推進室長

そ の 他 各地区の中学校卒業者数及び県立高等学校の募集学級数の見込み並びに

- ・会議録署名委員 町田委員、杉澤委員
- ・書記 小舘孝浩、中舘大輔

7 議 事

議案第1号 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針について

(平野教育次長)

参考資料1を御覧いただきたい。「パブリック・コメント、地区懇談会、請願等の概要」については、前回の定例会で御報告したので、今回の資料で新たに付け加えた箇所を御説明する。「3 要請に基づく説明会」について、7月15日にむつ市において、むつ市及び佐井村の小学校・中学校・高等学校のPTA関係者を対象に説明を行った。

参考資料2を御覧いただきたい。基本方針(案)に関する意見募集結果についてまとめている。基本方針(案)公表後の5月12日から6月10日まで、パブリック・コメントを実施し、「3 提出された意見」のとおり3人の方から延べ5件の御意見をいただいた。5件の意見については、2件を記述済み、2件を実施段階検討、1件を反映困難として整理した。

いただいた御意見については、地区懇談会における意見等と併せて、県教育委員会の考え方を付して、参考資料2の2枚目及び参考資料3のとおりまとめている。

なお、意見募集結果並びにパブリック・コメント及び地区懇談会における意見等に対する県教育委員会の考え方等は、基本方針とともにホームページで公表することとしている。 これらの御意見や要望等を踏まえ、5月11日以降、教育委員会会議において、基本方

会にいる。 会について御議論いただき、本日、基本方針(案)に修正を加え、成案として取りまとめたところ。

それでは基本方針について、修正を加えた箇所を中心に御説明する。

参考資料4を御覧いただきたい。

参考資料4は、基本方針(案)から変更した箇所をまとめている。

1の「はじめに」の項目については、基本方針(案)に関する地区懇談会及びパブリック・コメントが終了したことから、所要の整理を行ったものである。

2の「第1 計画策定の趣旨」の項目については、中学校卒業者数の見込みについて、 平成28年5月1日現在の児童・生徒数を基に改めて推計したものである。

3の「第3 学校規模・配置の方向性」の項目については、基本方針(案)では「協議を経て募集停止等となった場合には、通学が困難となる地域の生徒の通学について、当該高等学校の所在する市町村等と連携を図りながら、対応を検討します。」としていたが、地区懇談会における御意見を踏まえ、通学が困難となる地域の生徒の通学について、募集停止となる前から当該高等学校の所在する市町村等と連携を図る必要があることをより明確にするため、基本方針では「協議の際には、通学が困難となる地域の生徒の通学について、当該高等学校の所在する市町村等と連携を図りながら、対応を検討します。」と修正している。

(豊川委員長)

重点校、拠点校それぞれ教育内容が違うと思うが、今はAO入試や推薦入試等が導入されている中で、特色あるカリキュラムを作っていかないといけないと思う。具体的な取り組み方をどう考えるのか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

重点校を配置する目的は、選抜性の高い大学への進学に対応した取組とともにグローバル教育や理数教育等の特定の分野の学習における先進的な取組等、今後求められる人財の

育成に向けた特色ある教育活動の中核的役割を担う高等学校として、県全体の取組を牽引 しながら各高等学校と連携し、県全体の普通科等の質の確保・向上を図ることである。

また、拠点校を配置する目的は、農業科、工業科、商業科の各学科における専門科目を幅広く学び、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに、専門的な学習を深め、各学科の学習の拠点となる高等学校として、県全体の取組を牽引しながら各高等学校と連携し、県全体の職業教育を主とする専門学科の質の確保・向上を図ることである。

これらの目的を踏まえ、重点校及び拠点校における取組については、県全体の教育活動の充実の観点から、重点校、拠点校と各高等学校との連携の在り方を含め、当該学校と協議しながら決定したいと考えている。

(豊川委員長)

本計画策定に当たっては、計画案の公表後、意見募集に努めてきたが、意見については可能な限り丁寧に対応してきたと感じている。全国を見ると必ずしも順調に行っていないところもあるやに聞いている。本県のきめ細かな対応が一定の成果をあげたものと思う。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、議案第1号は原案のとおり決定する。

なお、今後は、この基本方針を踏まえ、生徒一人一人にこれからの時代に求められる力を育み、本県の未来を担う人財を育成することができるよう、高等学校の在り方について検討していく必要があると思う。

事務局においては、実施計画の策定に向け、子どもたちの教育環境の充実を第一に考えるとともに、県民からの理解と協力が得られるよう、丁寧な対応をお願いしたい。合意の形成に向けて覚悟をもってしっかりやっていただきたい。

(中村教育長)

只今、青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針を決定したが、これまで策定に向けて県民の皆様から多くの御意見をいただいたところであり、心より感謝申し上げたい。

今後は、第1期実施計画の策定に向けて動くことになるが、引き続き県民の皆様から御意見をいただき、高校生の教育環境の充実に向け、地域の実情を考えながら進めていきたい。

議案第2号 県立特別支援学校の学科の設置及び廃止について

(和嶋学校教育課長)

先般の第286回青森県議会において、青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案が可決され、青森県立八戸高等支援学校が設置されることとなったことを受け、青森県立八戸第二養護学校高等部の普通科を青森県立八戸高等支援学校に分離移設するとともに、新たに産業科を設置することを提案するものである。

青森県立八戸高等支援学校に設置する部は、高等部とし、学科は普通科及び産業科、修業年限は3年、障害種別は知的障害となる。設置の時期は、平成29年4月1日としている。

また、青森県立八戸第二養護学校高等部の普通科については、平成29年3月31日を もって廃止するものであるが、廃止の日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなく なる日までの間は、存続するものである。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、議案第2号は原案のとおり決定する。

議案第3号 平成29年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針案

(和嶋学校教育課長)

平成29年4月の県立八戸高等支援学校開校により、産業科を設置する県立特別支援学校が2校となることを契機として、県立高等学校と同様に入学者選抜基本方針を定め、公表するものである。

今回御審議いただく平成29年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針については、

- 1 特別支援学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、次のとおりとする。
- (1) 出願は、1人、1校1学科に限るものとする。ただし、青森県立盲学校に出願する場合は、普通科と保健理療科との間で第2志望を認める。
- (2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書、各特別支援学校で実施する面接の結果及び必要に応じて実施する諸検査の結果を選抜資料とし、総合的に判定し行うものとする。
- (3) (1) にかかわらず、青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校の 産業科に出願し、合格しなかった場合は、知的障害者である生徒に対する教育を行う特 別支援学校(青森県立八戸高等支援学校を含む。)の普通科に出願することができる。
- 3 面接及び諸検査は、障害の特性・状況に十分配慮して適切に実施するものとする。
- 4 選抜に当たっては、各特別支援学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

としている。

(野澤委員)

高等学校と同様に1つの基準を設けたのは非常に良いことだと思う。特別支援学校は、 高等学校と差がないという視点で見ていく必要がある。そういう意味で各学校の実情を踏 まえた上で、入学者選抜基本方針案を整えていくということは配慮した対応になる。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、議案第3号は原案のとおり決定する。

議案第4号 青森県生涯学習審議会委員の人事について

(児玉生涯学習課長)

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」及び「青森県生涯学習審議会設置条例」に基づき設置している青森県生涯学習審議会の委員の任期が、平成28年8月20日をもって満了するので、新たに15名の委員を委嘱するものである。

今回委嘱する委員のうち、岡詩子氏ほか4名は再任することとし、天内不二子氏ほか9 名を新たに委嘱するものである。

また、同条例第2条第2項の規定に基づき、知事の意見を求めたところ、平成28年7

月25日付けで同意する旨の回答を得ている。委員の任期は平成28年8月21日から平成30年8月20日までの2年間である。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、議案第4号は原案のとおり決定する。

議案第5号 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について

(相坂スポーツ健康課長)

このたび、青森県スポーツ推進審議会委員のうち、月永良彦委員から辞職願が提出されたことからこれを承認することとし、その後任として、青森県市町村教育委員会連絡協議会教育長会会長成田一二三氏を新たに委員として委嘱するものである。委員の任期は平成28年8月4日から前任者の残任期間である平成29年11月12日までとなる。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、議案第5号は原案のとおり決定する。

議案第6号 青森県教育委員会の附属機関等の管理に関する指針の一部を改正する指針案 (村元職員福利課長)

この指針は、教育委員会が所管する附属機関等の管理について、必要な事項を定めているものである。これまでも、教育委員会が所管する附属機関の委員の選任に当たっては、附属機関の機能が十分発揮されるよう、幅広い分野及び幅広い年齢層から選任することとしてきたところであるが、県教育行政に対する県民の意見の反映を機能として有する附属機関において、委員として若年者を選任することは、より多様な意見の収集・反映に繋がり、有益であると考えられることから、若年層の委員の選任をより一層推進するため、本指針の一部を改正するものである。

この指針は、平成28年8月3日から施行するものである。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、議案第6号は原案のとおり決定する。

議案第7号 県重宝及び県技芸の指定並びに県技芸の保持団体の認定について

(増田文化財保護課長)

平成28年7月2日に開催された青森県文化財保護審議会において、県重宝として歴史 資料「遠山家日記」、県技芸として「津軽塗」を指定すること、また、県技芸「津軽塗」 の保持団体として「津軽塗技術保存会」を認定することが適当であるとの答申があったた め、提案するものである。詳細は、参考資料も併せて御覧いただきたい。

まず、「遠山家日記」は、八戸藩士遠山家の当主が代々書き継いできたもので、大正時代まで127年間続いたものは全国的にも貴重であり、個人の生活記録としての意義にとどまらず、八戸藩の政治や経済、社会の動きを知る上でも重要であることから、県重宝に指定し、永く保護すべきものと考えている。

次に、「津軽塗」は、弘前藩4代藩主信政の命により、他藩から塗師を招き入れ、その

技術が元になったと言われており、今日まで津軽地方に伝承されてきた技芸である。津軽 塗の技法である「研ぎ出し変わり塗」は、日本の漆工史の中でも特筆すべき重要な技法で あり、研ぎの技術は他産地と比較しても高い水準にある。また、他産地にはない特徴を数 多く備えており、県技芸に指定し、永く保護すべきものと考えている。

「津軽塗技術保存会」は、伝統的技法に基づく津軽塗技術を保持する者が主たる構成員となっている団体である。また、津軽塗の品格と技術の保存と向上を図ることを目的に伝承者の育成や技術研究等に取り組んでおり、県技芸「津軽塗」を後世に伝承していくため、保持団体として認定するものである。

(野澤委員)

弘前市と連携しながら津軽塗技術の伝承と保存を行っていると認識しているが、津軽塗技術保存会がリーダーとして、津軽塗技術の伝承、保存をしていくと同時に、保存会に属していない様々な職人もいると思うので、これを契機に更なる向上が図られるように、弘前市と連携して指導していっていただきたい。

(中沢委員)

今初めて津軽塗が県技芸に指定されるのか。前からある技術であるが、これまではどうだったのか。

(増田文化財保護課長)

津軽塗そのものは技術としてあったわけであるが、津軽塗は無形文化財に該当するため、 文化財として保護していくには、保存、保持していくための個人又は団体が必要になる。 これまで団体の育成を進めてきたところ、昨年、弘前市の無形文化財に指定されたもので ある。これを受け、県としても県無形文化財として指定すべく調査を進めてきたところ、 文化財保護審議会から答申を得たものである。

(豊川委員長)

津軽塗は高水準の漆塗りと聞いている。いずれは人間国宝のような職人が育てば良いと 思う。ますます地方産業が栄えてくれればいいが遅きに失したと感じる。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、議案第7号は原案のとおり決定する。

その他 各地区の中学校卒業者数及び県立高等学校の募集学級数の見込み並びに重点校、 拠点校、地域校の試案等について

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

別紙の1ページを御覧いただきたい。本日決定いただいた基本方針及びこの後説明する 重点校等の試案を踏まえ、9月から来年1月まで、各地区の具体的な学校規模・配置等に 関する意見を伺う地区意見交換会(仮称)を県内6地区で実施する予定である。

この地区意見交換会は、市町村教育委員会教育長やPTA関係者等を委員として委嘱する予定である。地区意見交換会でいただいた意見等を参考としながら取りまとめ、平成29年度には第1期実施計画(案)を公表し、改めてパブリック・コメントや地区懇談会の実施により県民の方々から意見を伺った後、成案を決定する予定としている。

なお、第1期実施計画は中学生の進路選択に支障が生じることのないよう、可能な限り 早い段階での決定を目指している。

2ページを御覧いただきたい。試案を公表する目的であるが、3段落目にあるように、第3次実施計画に続く、県立高校教育改革推進計画第1期実施計画の策定に当たって、各地区の中学校卒業者数及び県立高校の募集学級数の見込み並びに重点校、拠点校、地域校の試案を示し、重点校等を含めた具体的な学校配置等について、地区意見交換会等で県民の皆様の御意見を伺いながら検討を進めるためのものである。

「1 各地区の中学校卒業者数及び県立高校の募集学級数の見込みについて」であるが、中学校卒業者数は、本年5月1日現在の児童・生徒数等に基づき推計したものであり、基本方針の考え方によって募集学級数を算定すると御覧の表のようになる。

平成34年度までの第1期実施計画期間中に、東青地区ではカッコ書きの生徒数462人減に対して下の段の学級数が7~8学級減少、西北地区では367人減に対して6~8学級減少、中南地区では435人減に対して5~6学級減少、上北地区では391人減に対して9~10学級減少、下北地区では111人減に対して3~4学級減少、三八地区では418人減に対して5~6学級減少の見込みとなっている。

3ページを御覧いただきたい。「2 重点校等の試案について」の「(1) 重点校について」であるが、「ア 目的」は、選抜性の高い大学への進学に対応した取組とともにグローバル教育や理数教育等の特定の分野の学習における先進的な取組等、今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動の中核的役割を担う高校として、県全体の取組を牽引しながら各高校と連携し、県全体の普通科等の質の確保・向上を図るものである。「エ期間」は、第1期実施計画の5年間とし、「オ 候補校」は青森高校、五所川原高校、弘前高校、三本木高校、田名部高校、八戸高校の6校としている。「カ 想定される取組例」については、「重点校が核となり、普通科等の充実に向け、次の例のような取組において、各高校と連携を図ることが考えられる。」としており、あくまでも、県民に重点校等のイメージをわかりやすく伝えるため、生徒・教員双方の視点から、具体的な例示をしているものである。

このような連携を図ることによって、各高校の教育活動が充実し、ひいては、県全体の質の確保・向上を目指すものである。

4ページの拠点校についても同様の項目を示している。「ア 目的」は、農業科、工業科、商業科の各学科における専門科目を幅広く学び、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに専門的な学習を深め、各学科の学習の拠点となる高校として、県全体の取組を牽引しながら各高校と連携し、県全体の職業教育を主とする専門学科の質の確保・向上を図るものである。「オ 候補校」は、農業科においては五所川原農林高校及び三本木農業高校、工業科においては青森工業高校、弘前工業高校及び八戸工業高校、商業科においては青森商業高校としている。

5ページは地域校である。「ア 目的」は、地理的な要因から高校に通学することが困難な地域が新たに生じることのないよう配置に配慮し、高校教育を受ける機会を確保するものである。「エ 期間」は、公共交通機関の状況等を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととし、「オ 候補校」は青森北高校今別校舎、木造高校深浦校舎、中里高校、六ヶ所高校、大間高校、田子高校の6校としている。

6ページ以降のイメージ図は、重点校、拠点校、地域校と各高校との連携の方向性について、県民にわかりやすくお伝えするため作成したものであり、今後、地区意見交換会等においてこのイメージ図を活用しながら丁寧に説明して参る。

(町田委員)

基本方針を先程決定し、試案が出てきて、今後実施計画を策定するとのことであるが、 段階を経て進めていくに当たり、試案の意味合いや、このような段階を経た理由について、 もう一度整理して説明していただきたい。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

この計画以前の第3次実施計画の際には、基本方針と実施計画を同時に示したところ、現場で意見を集約できる時間が非常に短くお叱りを受けた。今回は、将来構想検討会議からの答申を踏まえ、基本方針策定と実施計画策定を二段階に分けて進めてきたものである。また、基本方針は本日成案として策定したところであるが、今後、具体的な学校配置を決定するに当たり、9月から来年1月まで地区意見交換会を実施して、学校配置の具体の意見をいただきたいと考えている。その際に事務局で作成した試みの案を提示しないと議論が進まないということが懸念されるため、配置する候補校や必要な学級数などを示しながら議論を深めていただくよう提案したものである。

(中沢委員)

基本方針に重点校、拠点校、地域校について盛り込まれ、今回、具体の学校名が提示されたことにより、学校名ばかりに集中して目が行ってしまうと県民の皆さんも誤解することもあると思うので、全ての子どもたちに対応していること、地域の実情に対応していることを伝えていって欲しい。重点校、拠点校、地域校として正式に決定されるのはいつになるのか。公表時期も含めて教えていただきたい。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

本日、重点校、拠点校、地域校について、その観点や候補校等を試案として報告させていただいたところである。この重点校、拠点校、地域校を含めた具体的な学校配置等については、9月から県内6地区で開催する地区意見交換会(仮称)やホームページでの意見募集等により、県民の方々から広く御意見を伺いながら、平成29年度中に策定予定の第1期実施計画において決定することとしている。

(中沢委員)

29年度の年度末に決定するということか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

中学生の進路に影響が出ないよう、できる限り早い段階で案を示して、地区懇談会等で 意見を伺い、成案として決定したいと考えている。

(杉澤委員)

別紙の10ページのイメージ図はわかりやすい。芸術鑑賞や球技大会の合同開催というのは話を伺ったことがある。また、ICTを活用した教育活動や長期休業中の進学講習会の合同開催などのイメージが資料に記載されている。

鰺ヶ沢高校、木造高校深浦校舎、中里高校の3校連携で行うソーシャルビジネスプロジェクトという、たくましく社会に出て生きていく力を養う課外活動に地元の観光協会長という立場で携わっており、高校生主体で色々意見を出し合って、大人がほとんど関与することなく、ふるさとギフトの商品化に取り組んでいる。このような高校同士の連携による

地域資源を活用した取組について考えられないものか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

基本方針では、学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により高等学校への通学が困難な地域が新たに生じることとなる高等学校を地域校として配置することとしている。

地域校を含めた小規模校は、生徒一人一人に対して、よりきめ細かな指導を行うことができるなどの利点がある一方、クラス替えができないなど人間関係が固定化する傾向があり、自立した社会人として成長するための様々な体験を重ねることが難しいことや、教員数が少ないため科目の開設等が限られるなどの課題がある。このため、他の高等学校との連携やICTの活用等により、地域校を含めた小規模校における教育活動の充実に取り組むこととしている。

また、各高校においては、現在でも中学校やNPOと連携して体験活動を行うなど、地域の協力を得ながら教育活動の充実を図っており、今後も、このような取組を継続できるよう、地域校を含めた小規模校における教育活動を支援して参る。

(杉澤委員)

ICTを活用した教育活動や長期休業中の進学講習会の合同開催はまだ検討段階ということか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

そのとおり。

(町田委員)

今後、重点校、拠点校などについて話し合いをしていくと思うが、重点校、拠点校を設置することによって、教育活動がどのように充実していくのかということがより具体的にわかった方が話し合いを進めやすいと思う。各高校が連携することで、今までできていなかったことが、もっと充実していくということを説明していただきたい。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

基本方針に示したように、「学校・学科の充実」として生徒数が減少していく中にあっても、全ての高等学校において、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びの実践を行いながら、社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を養うことができる教育環境を整備することとしている。

加えて、生徒数の大幅な減少が見込まれる中、全ての学校の学級数を一律に減らした場合、従来の充実した教育活動を継続することが難しくなることも懸念されるため、一定の 規模を持つ高等学校を重点校及び拠点校として配置することとしている。

この重点校、拠点校が、地域や専門学科の中核となって特色ある教育活動等に取り組むとともに、その教育活動へ各校の生徒が参加することや、指導法及び学習成果を共有することなど、各高等学校が連携することにより、これまで各校が単独で取り組んできた教育活動がさらに充実したものとなり、ひいては、本県高等学校教育全体の質の確保・向上が図られるものと期待している。

(野澤委員)

拠点校に連携校を有機的に組み合わせて、拠点校として確立をしていくということだが、連携の具体例を示しているものの、農業、工業、商業では、これに書ききれないくらい様々な特色ある取組を実施している。商業科では、青森商業高校を拠点校1校としているが、別紙の9ページの商業科のイメージ図を見ても、「商業科目を学ぶ普通科や総合学科等を含めた商業教育を牽引する」とあるため、ネットワークがかなり複雑になっている。商業教育を充実させるためには、しっかりとした方策を立てなければならない。拠点校、連携校以外の学校は不安になると思う。対策等があるならば教えていただきたい。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

商業に関する科目は、商業科のみならず、普通科や総合学科の系列等においても開設されており、農業科、工業科とは異なる事情がある。これまでも、各商業高校が連携して本県の商業教育を牽引するとともに、青森商業高校が中心となって県全体をとりまとめる機能を果たしてきたことから、青森県立高等学校将来構想検討会議からの答申において、東青地区に商業科の拠点校を設置することが望ましいとの提言があったところである。

この答申を受け、商業科の充実に向けた拠点校の在り方について検討し、試案では商業 科の拠点校を青森商業高校とすることにより、各商業高校と連携しながら、商業科目を学 習する普通科や総合学科を含めた県全体の商業教育の充実を図るという方向性をお示しし たところである。

(豊川委員長)

今は全員入学時代で希望すれば大学に入学できる状態である。学校間の連携で大学教育を理解し基礎学力を高められるようにしていただきたい。学力がアンバランスであると大学に入学しても卒業できない。そういうところも対応できるよう努力していただきたい。

(野澤委員)

重点校、拠点校、地域校において、関連する学校との連携は非常に大事である。資料に「商業部会研究委員会による授業用教材の開発と共有」と記載されているが、専門部会で教員各々が切磋琢磨し、情報を提供するということが重要である。そういうものがあって初めて連携につながり、生徒達が不安に思っている要素を払拭することにもなる。教職員課も一緒になって教育委員会がトータル的に施策を考えていく必要がある。

(中村教育長)

学校規模が小さくなると、教員が各教科1人というような状況も出てくる。そういう意味で、各学校でどういうことが起きているのか、どのようなところがポイントとなっているのかについて、教員が実例をもって研究協議をするとか、アクティブラーニングの導入等の動きがある中で、どのようにしたら子どもたちが心ドキドキしながら勉強に向かうことができるのか、指導はどうなっているのかという研修を、大規模校や小規模校同士で連携して実施し、県全体でレベル向上が図られるように、また、子どもたちに良い教育環境を提供できるように改革を進めていきたい。そのためには、教育委員会が環境整備をすることや現場の教員の創意工夫を引き出して、施策につながるような連携が大事になる。

(豊川委員長)

私は予算を増やした方がいいと思う。人財こそが宝だと言われているが、青森ブランド

の教育があっていいと思う。

また、県教育委員会だけでやることはできないと思う。地域と連携して、青森県一丸となって取り組むことが大事である。県全体を盛り上げられる方策を考えていただきたい。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、各地区の中学校卒業者数及び県立高等学校の募集学級数の見込み並びに重点校、拠点校、地域校の試案等については了解した。

この試案をもとに、地区意見交換会において、市町村や県民の皆様のご意見を丁寧に伺い、今後の定例会で報告していただきたい。